

令和元年第4回（12月）大磯町議会定例会

議案第47号説明資料

令和元年12月3日

大磯町総合計画策定条例について

資料

制定概要	-----	1
制定内容	-----	2～3

政策課

大磯町総合計画策定条例について

1 制定概要

これまでの総合計画については、地方自治法第2条第4項において、市町村は総合計画の基本部分である基本構想を、議会の議決を経て定めることが義務付けられていました。

平成23年に地方分権改革推進計画に基づき、地方自治法の一部が改正されたことにより基本構想の法的な策定義務がなくなり、基本構想を策定するかどうかは市町村の判断に委ねられることとなりました。また、改正法の施行後も、地方自治法第96条第2項の規定に基づき、個々の市町村がその自主的な判断により、引き続き現行の基本構想について議会の議決を経て策定することは可能であるとされています。

今後も総合的かつ計画的な町政運営を行うためには、目指すべきまちの将来像やまちづくりの基本理念を定めることは不可欠です。そのため、本町の行政運営における最上位計画として位置付ける総合計画を策定することについて必要事項を定める、「大磯町総合計画策定条例」を制定することとします。

【参考】

(旧法における基本構想の策定義務)

地方自治法第2条第4項

市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。

(策定義務の撤廃)

総務大臣通知（総行行第57号 総行市第51号 平成23年5月2日）抜粋

第4 地方分権改革推進計画に基づく義務付けの廃止に関する事項

- 1 市町村の基本構想に関する規定を削除することとされたこと。(旧法第2条第4項関係)

なお、改正法の施行後も、法第96条第2項の規定に基づき、個々の市町村がその自主的な判断により、引き続き現行の基本構想について議会の議決を経て策定することは可能であること。

(地方自治法における議会の議決事件)

地方自治法第96条第2項 抜粋

普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るものを除く。）につき議会の議決すべきものを定めることができる。

2 制定内容

第1条 趣旨

総合的かつ計画的な町政運営を図るため、大磯町総合計画（以下「総合計画」という。）の策定について、必要な事項を定めます。

第2条 定義

この条例で使用する「総合計画」、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」のそれぞれの用語の意義について定めます。

第2条第1号 総合計画

総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画で構成します。

第2条第2号 基本構想

基本構想は、まちづくりの基本理念であり、目指すべきまちの将来像などを示します。

第2条第3号 基本計画

基本計画は、基本構想を実現するための施策の基本的な方向を、総合的かつ体系的に示します。

第2条第4号 実施計画

実施計画は、基本計画で示される施策を実現するための具体的な事業を示します。

第3条 計画の策定

総合計画を策定し、総合計画に即して町政運営を行うことを定めます。

第4条 総合計画審議会への諮問

基本構想又は基本計画を策定、又は変更するときは、総合計画審議会に諮問することを定めます。

第5条 意見の聴取

基本構想又は基本計画を策定、又は変更するときは、町民からの意見を聴くことを定めます。

第6条 策定過程における報告

基本構想又は基本計画を策定、又は変更するときは、策定過程において基本的な事項について議会へ報告することを定めます。

第7条 議会の議決

基本構想を策定、又は変更するときは、議会の議決を経ることを定めます。

第8条 公表

総合計画を策定、又は変更したときは、内容を公表することを定めます。

第9条 他の計画との関係

分野別又は事業別の個別計画を策定、又は変更するときは、総合計画との整合を図ることを定めます。

第10条 委任

この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、別に定めます。

附則第1項 施行期日

この条例は、公布の日から施行することについて定めます。

附則第2項 経過措置

この条例が施行されても、この条例に基づく総合計画が策定されるまでの間は、現在の第四次総合計画が引き続き効力を有することを定めます。